

JSA規格

JSA-S1202:2019(BSI/PAS 202:2019)

シェアリングエコノミー

－ オンラインプラットフォームの運用 － 仕様

2019年3月15日 発行

ICS 01.040.03, 03.080.01, 35.020

本規格は、**PAS 202:2019**を日本語に翻訳し、**JSA**規格として採用したもので、**BSI (British Standards Institution)**、英国規格協会)の許可を得て、頒布しています。

本著作物は著作権で保護されており、無断での複製、転載等は固く禁止されています。

This standard is an adoption and translation into Japanese of PAS 202:2019 and is implemented with the permission of BSI Standards Limited.

目 次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 0.1 一般 | 1 |
| 0.2 原則 | 2 |
| 1 適用範囲 | 2 |
| 2 用語及び定義 | 3 |
| 3 プラットフォームの運用及び管理 | 4 |
| 3.1 一般 | 4 |
| 3.2 組織の資源, 役割, 責任及び権限 | 5 |
| 3.3 運用 | 5 |
| 4 リスク | 5 |
| 4.1 リスクの特定 | 5 |
| 4.2 運用のリスク | 6 |
| 4.3 リスク対応 | 6 |
| 5 監視及び評価 | 6 |
| 5.1 一般 | 6 |
| 5.2 遵守評価 | 6 |
| 6 レビュー及び改善 | 7 |
| 附属書 A (規定) 運用管理 | 8 |
| 参考文献 | 14 |
| 解 説 | 15 |

まえがき

この規格は、**JSA** 規格制度に基づき、一般財団法人日本規格協会が実施した **JSA** 規格開発プロジェクト（“シェアリングエコノミー－オンラインプラットフォームの運用－仕様”）の成果であり、日本規格協会に設置した規格審議委員会による作成過程等の確認を経て、2019年3月25日付で発行した日本規格協会規格（**JSA** 規格）である。

この **JSA** 規格は、日本規格協会が著作権をもつ、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この **JSA** 規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることを注意喚起する。日本規格協会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

この **JSA** 規格の情報をを用いて利用者が行う一切の行為について、また、当該行為に起因して利用者に生じた損害について、日本規格協会は責任をもちない。

この **JSA** 規格は、発行の日から5年を経過する日までに見直しを行う。見直しの結果によって、改正又は廃止することがある。また、この **JSA** 規格が将来、**JIS** 又は国際規格として発行された場合、又はこれらの規格に取り込まれた場合には、この **JSA** 規格は廃止する。

シェアリングエコノミー

—オンラインプラットフォームの運用— 仕様

Sharing economy —Operation of an online platform— Specification

序文

この規格は、**BSI PAS 202:2019** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した規格である。

0.1 一般

インターネットの普及、技術的な発展、ビジネスモデル革新及び人口構成の移行の組合せによって“シェアリングエコノミー”としばしば呼ばれる新しい取引モデルが生まれた。さらに、変化する消費者行動とともにモバイルデバイス利用の世界的な増加がシェアリングエコノミーの成長を推し進め、提供者と利用者との新しいつながり方を促している。

この規格は、シェアリングエコノミーの実践的な要素の管理原則及びプラットフォーム事業者による実施の枠組みを規定する。これらの原則及び枠組みの適用で、次のことを意図している。

- ・ シェアリングエコノミーへの参加を促す
- ・ シェアリングエコノミーを全ての利害関係者にとって利用しやすく有意義な体験とする
- ・ 人々、財産、環境を尊重する、責任ある透明性高い取引を奨励する
- ・ 近代的で健全な市場の重要な構成要素としてシェアリングエコノミーの発展を支える

この発展を支援するためには、シェアリングエコノミーのためのプラットフォームを提供する責任者が、全ての利害関係者の安全性及びセキュリティの確保、並びにそのインフラ及び付随するプロセスの信頼性を確実にするシステムを確立することが重要である。これらのシステムは定期的に見直され、可能な場合は独立に検証され、必要な場合は更新されることが望ましい。

シェアリングエコノミーは、これまで十分に活用されてこなかった個人等がもつ資産・技術等とそれを利用したいという利用者のニーズをマッチングさせる機会を提供するものである。シェアリングエコノミーは、自然災害又はテロリズムなど予期せぬ出来事の影響に対応するための適応力に変換し得る一種のコミュニティを形成する。シェアリングエコノミーは、有償又は無償の取引であり得る。

シェアリングエコノミーに関係する活動は、人々の消費行動に影響を与えるため、従来のビジネスモデルに異議を唱える性質をもつ場合がある。提供者と利用者とは通常面識はなく、そこに従来型の信頼関係がはじめは存在しない。かし（瑕疵）担保又は補償といった従来の取引における信頼構築の仕組みに加えて、シェアリングエコノミー参加者は、提供者と利用者の相互評価等のレビュー機能を活用する。

シェアリングエコノミーは、例えば次のような利点と課題の両方をもつ。

- ・ 利用者は、安価で多様な選択肢及び社会的交流を見いだせるが、提供されるサービスの安全性及び